

平成23年度 第3回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会

介護保険分科会

5 介護支援ボランティア制度の実施
について(案)

介護支援ボランティア制度の実施について（案）

1 背景

- 高齢化の進展に伴い、高齢者の健康づくり・介護予防・生きがいづくりがますます重要となっている。
- 高齢者の社会参加意欲が高まっている。
- 介護を必要とする高齢者が増えるなかで、これを地域の元気な高齢者が自発的に支えることが期待されている。
- 国が推奨する制度であり、導入自治体が増えている。

2 制度の概要

元気な高齢者による社会参加・地域貢献、健康増進・介護予防を促進するため、介護保険施設等におけるボランティア活動を奨励・支援するものである。

ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該ボランティアの申出により、評価ポイントを換金あるいは寄附することができる制度である。

3 導入目的

- 高齢者の社会参加・地域貢献を積極的に奨励・支援し、これにより健康増進や生きがいづくりにつなげる。
- 地域と介護保険施設との交流を通して施設利用者の生活をより豊かにする。

4 期待される効果

- 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まる。
- 社会参加・地域貢献活動などに参加する元気な高齢者が増える。
- ボランティア活動を通じて健康増進を図ることができる。
- 地域住民との交流機会が増え介護保険施設等への関心が高まる。

5 全国の実施状況

平成19年度に東京都稲城市が初めて導入した。

平成22年11月現在で、約40市町村が導入している。

政令市では、横浜市、相模原市が導入している。

平成25年4月から札幌市が導入することを表明している。

6 取組（案）

（1）対象者の範囲

65歳以上の北九州市民（介護保険の第1号被保険者）

（2）活動する場所

高齢者に対する介護サービスを提供している介護保険施設を検討しており、段階的に活動範囲を増やしていく予定。

ただし、ボランティア活動を受け入れるには、介護保険施設からの申請により、北九州市が受入施設として指定した施設を対象とする。

（3）ボランティア活動の範囲

- レクリエーションなどの指導・補助
- 入所者や利用者の話し相手
- 行事の手伝い
- 散歩の補助
- 食事介助の補助 など

【評価の対象外とする活動】

- 本来施設職員が行うべき行為
- 専ら自身の親族に対する活動
- 報酬・謝金等が支払われている活動

（4）ポイント設定

市が指定した介護保険施設でボランティア活動を行うと、ポイントが付与される。1回（1～2時間程度）の活動に対し、活動場所までの往復交通費に相当する200ポイント（1ポイント＝1円）を付与する。また、1日の上限ポイントを200ポイント、年間の上限ポイントを5,000ポイントとする。
（月2回×12月×200ポイント＝5,000ポイント）

（5）換金

ボランティア自身の申請により、1ポイント＝1円で換金することができる。ただし、介護保険料の滞納者は換金できない。

（6）寄附

高齢者の社会貢献活動を推奨するため、換金だけでなく、社会福祉の向上を目的とした既存の基金等への寄附を換金の代わりに直接選択できるようにする。（例）ひまわり基金（用途例：市民活動団体への支援）など

（7）財源

介護保険特別会計の地域支援事業において実施する。

（8）その他

制度内容を分かりやすくするため、事業の愛称を募集する予定
（例）ヨコハマいきいきポイント【横浜市】

7 検討課題

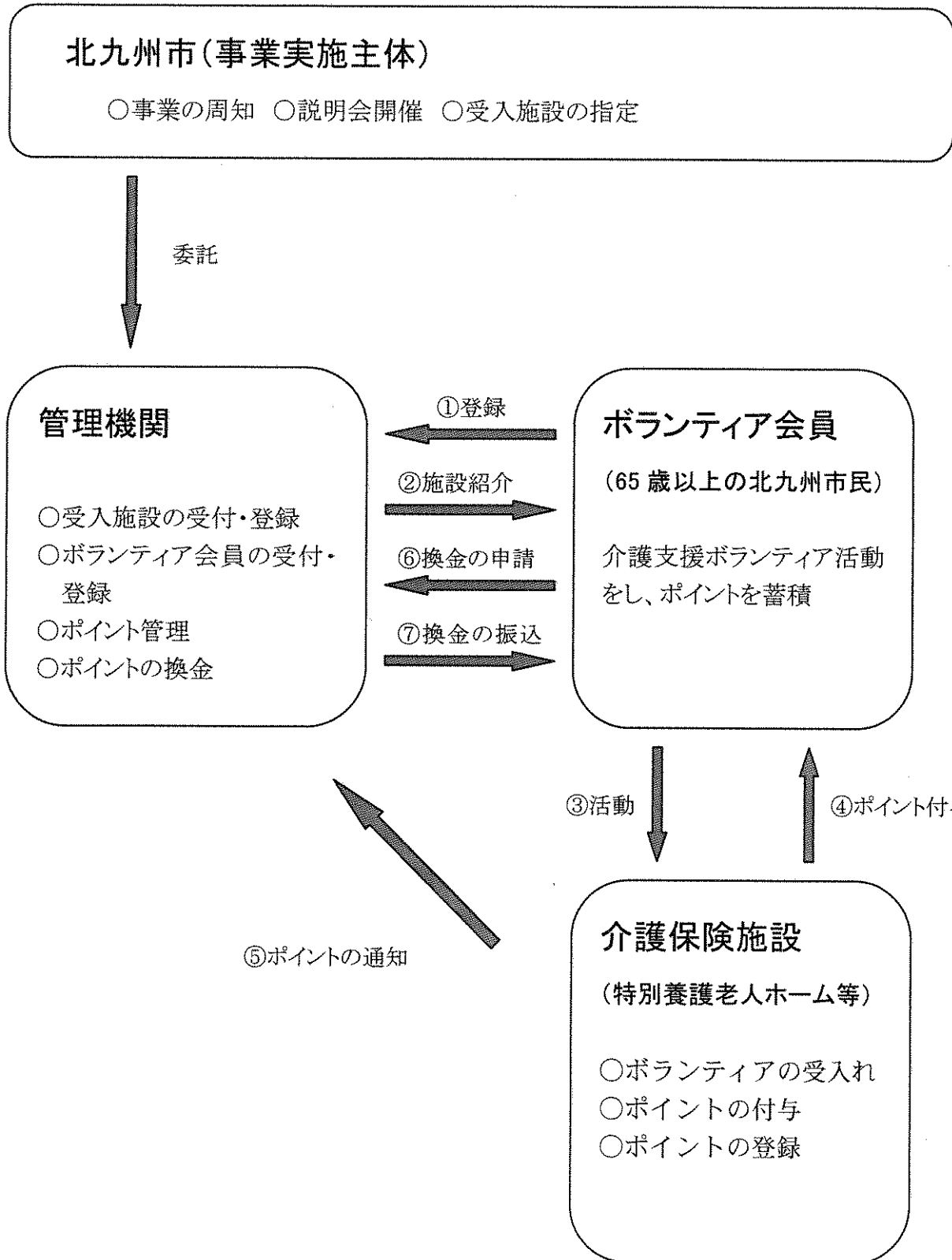
- 受入可能な介護保険施設の把握
- 介護保険施設で実施可能なボランティア活動の範囲の調整
- 既存のボランティア団体に対する制度の説明と理解
- 協賛企業の募集（物品協賛など）
- 管理機関との協議
- ポイントの設定や認証方法・換金の仕組みの構築
- 実施要綱・ボランティア手帳等の作成
- 制度を周知するための各種PRの実施（講演会、パンフレット作成など）
- ボランティアに対する研修会の開催
（介護保険施設、認知症、ボランティア活動、食中毒・感染症などの理解）

8 今後の予定

平成23年度	介護保険施設を対象にアンケート調査を実施
平成24年度	市内に在籍するボランティア団体への説明 管理機関との協議 ⇒ 制度設計 ボランティア活動希望者への説明会の開催
平成25年度	事業開始

【参考1】事業の流れ（イメージ図）

※介護保険特別会計の地域支援事業で実施



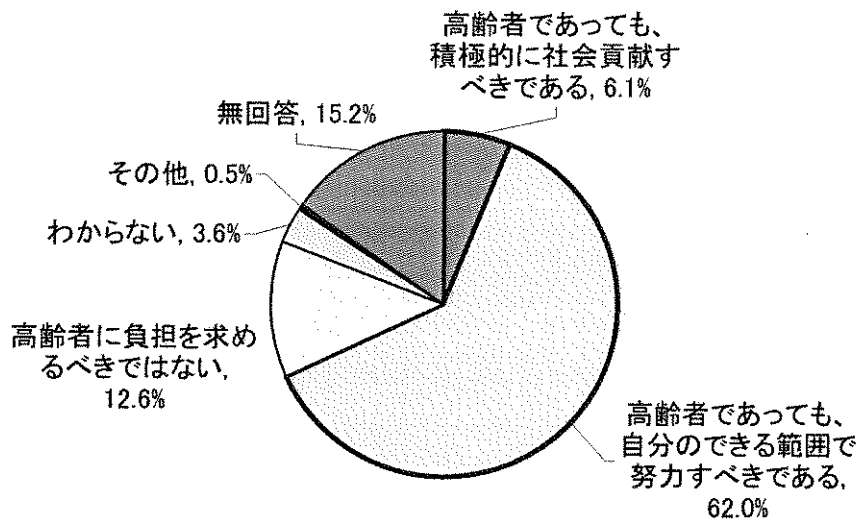
【参考2】介護保険ボランティア事業 他都市状況一覧

	稲城市	横浜市	相模原市
人口	85,005人 (H23.4.1現在)	3,692,809人 (H23.7.1現在)	717,701人 (H23.4.1現在)
高齢者数	14,252人 (H23.4.1現在)	733,196人 (H23.7.1現在)	136,036人 (H23.4.1現在)
高齢化率	16.8% (H23.4.1現在)	19.9% (H23.7.1現在)	19.0% (H23.4.1現在)
登録者数	424人 (H23.3.31現在)	約5,000人 (H23.8.1現在)	516人 (H23.9.30現在)
事業実施日	平成19年9月	平成21年10月	平成22年10月
1回の活動でのポイント	100円/1時間	200円/30分以上	100円/30分以上 2時間未満
1日の上限	200円	200円	なし
年間の上限	5,000円	8,000円	5,000円
活動の範囲	・介護保険施設等 ・介護予防事業 ・会食サービス 等	・介護保険施設等 ・介護予防事業 ・会食サービス 等	・介護保険施設等 ・介護予防事業

【参考3】北九州市高齢者等実態調査の結果

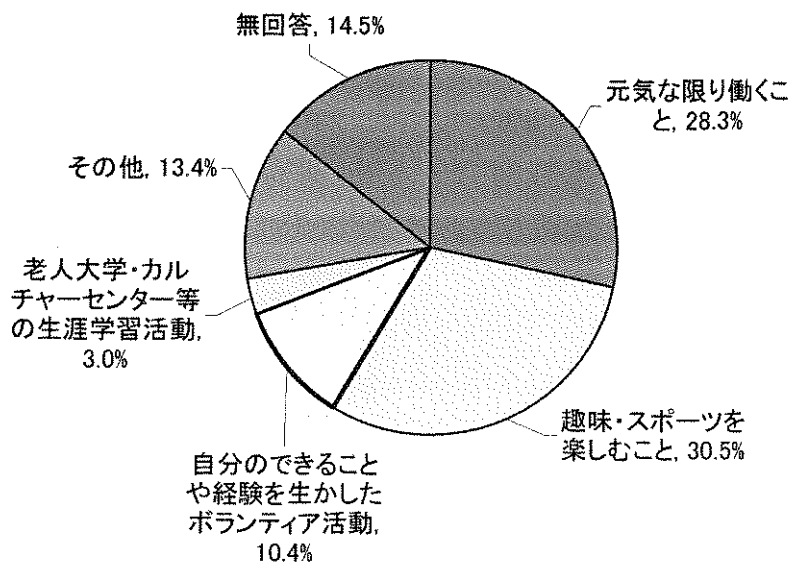
1 高齢者の社会参加について 対象：一般高齢者（N=1,893）

高齢者の社会参加について尋ねたところ、一般高齢者の6.1%の方が「高齢者であっても、積極的に社会貢献すべきである」、62.0%の方が「高齢者であっても、自分のできる範囲で努力すべきである」と回答している。



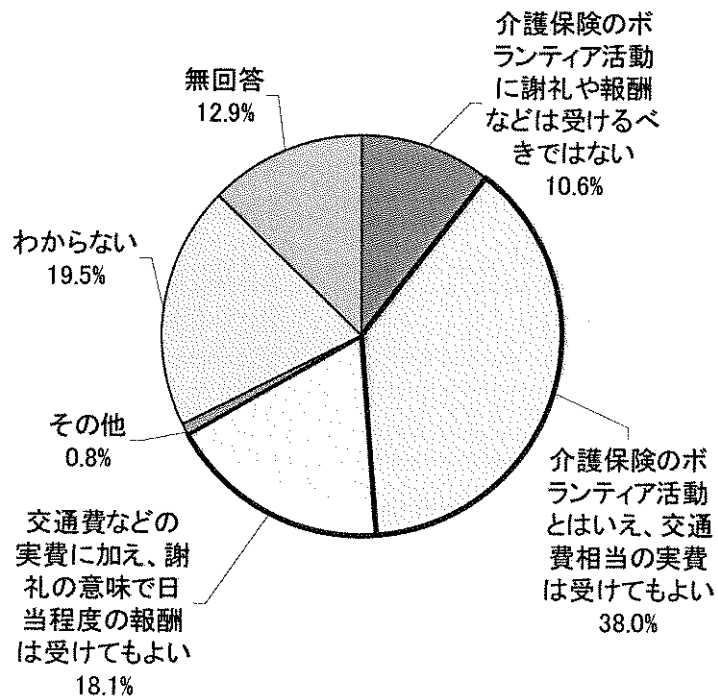
2 望ましい高齢者の社会参加活動 対象：一般高齢者（N=1,893）

望ましいと考える高齢者の社会参加活動について尋ねたところ、一般高齢者の10.4%の方が「自分のできることや経験を生かしたボランティア活動」と回答している。



3 介護保険ボランティアへの報酬に対する考え方 対象：一般高齢者（N＝1,893）

介護保険制度の取り組みとして、元気な高齢者が、介助が必要な高齢者の手助けを行うなどのボランティア活動に対し、ポイントを付け、換金や品物がもらえる事業を実施してはといった意見に対する考え方を尋ねたところ、一般高齢者の38.0%の方が「介護保険のボランティア活動とはいえ、交通費相当の実費ぐらいは受けてもよい」、18.1%の方が「交通費などの実費に加え、謝礼の意味での日当程度の報酬は受けてもよい」と回答している。「介護保険のボランティア活動に謝礼や報酬などは受けるべきではない」と回答した人は10.6%だった。



介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援

1 経緯

- 本格的な高齢社会を迎える中で、各地域において、多くの高齢者の方々が自ら介護支援等のボランティア活動に参加することは、心身の健康の保持や増進につながり、介護予防に資するものと考えられる。
- こうした中、昨年、東京都稲城市から、高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革特区要望が提出され、政府としては、この提案を契機に、こうしたボランティア活動を介護保険制度を活用して支援する仕組みを検討してきた。
- その結果、介護保険制度上、保険料控除を行うことは認められないものの、別添通知のとおり、介護保険制度における地域支援事業を活用することで、高齢者のボランティア活動の支援を行い、介護予防に資する取り組みを行う施策の普及・推進を図ることとした。

2 概要と考え方

- 具体的には、地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績を「ポイント」として評価し、このポイントの用途について介護保険料や介護サービス利用料に充てる制度をそのスキームの一例としてお示しすることとした（別添通知参照）。
- なお、このポイントの用途については、地域の工夫次第で、介護予防に役立つ様々な取り組みなどに広げること考えられ、結果的に地域の活性化にも資するような活用方策も可能となる。
- いわば、①高齢者の介護予防、②住民相互による地域に根ざした介護支援などの社会参加活動、③にぎわいにあふれる地域づくりなどを同時に実現することを目指した取り組みであり、地域の創意工夫の下に、この例に限らず、元気な高齢者が地域に貢献できるような多様な取り組みを推進していただきたいと考えている。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課企画法令係

TEL 03-5253-1111（内線）2164,2260

振興課法令係

（内線）3937

老介発第0507001号
老振発第0507001号
平成19年5月7日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険課長

振興課長

介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について

少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められているところである。

こうしたことから、今般、地域支援事業実施要綱を改正し、下記のとおり、市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化したことから、貴都道府県内市町村等関係方面への周知徹底に遺憾なきよう配慮されたい。

記

1 具体的な実施方法

地域支援事業交付金を活用し、おおむね次のような枠組みにより、介護支援ボランティア活動を推進することが可能である。なお、これはあくまでも介護予防事業の一例であり、任意事業としても実施可能であることから、具体的な事業の実施に当たっては、各市町村において、最も適切な実施方法を検討されたいこと。

（実施スキームの一例）

- ・ 高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設や在宅等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する。

- ・ こうした支援活動については、介護予防事業のうち一般高齢者施策として、地域支援事業交付金の対象となるものであり、市町村は、市町村が定めた管理機関に一括して交付金を支払う。
- ・ 管理機関は、支払われた地域支援事業交付金を管理するとともに、支援活動の参加者のポイントを管理し、当該参加者から、そのポイントを介護保険料支払いに充てる旨の申出があった場合については、当該申出に応じて、その管理する資金から当該参加者の蓄積したポイントに相当する額の範囲内で換金し、当該参加者に代わってその額を市町村に対して当該参加者の保険料として支払うことができる。

2 留意点

- 上記スキームを実施した場合、結果的に支援活動参加者の保険料負担は軽減されることとなるが、保険料賦課自体を減額又は免除するものではないこと。
- 介護予防に資する支援活動の基準については、地域支援事業交付金の交付対象の範囲で、各市町村において適切に判断されたいこと。
- 個人情報保護に留意すること。

【参考】地域支援事業実施要綱（抜粋）

別記

1 介護予防事業

(2) 介護予防一般高齢者施策

イ 各論

(イ) 地域介護予防活動支援事業

事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が効果あると認めるものを適宜実施するものとする。

③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

3 任意事業

(3) 事業内容

ウ その他の事業

(ウ) 地域自立生活支援事業

次の①から⑤までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

社会参加活動を通じた介護予防の推進

- 一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減することができる。
- 実施に当たっての財源としては、「地域支援事業交付金」を活用することができる。

【実施スキームの一例】

